

会長予定者の選出に関するガイドライン 新旧対照表

現 行	改 定	備 考				
<p><u>2018年</u>会長予定者の選出に関するガイドライン</p> <p>1. 目的</p> <p>1. 1 「<u>2018年</u>会長予定者の選出に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という)は定款26条及び「<u>2018年</u>役員を選任及び会長等の選定に関する規程」に基づいて制定されるものであり、本協会の会長予定者の選出を公平・公正、確実にを行うことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>2. 1 本ガイドラインは会長予定者の選出手続きにおいて適用する。</p> <p>2. 2 本ガイドラインは評議員会において承認された日から適用する。</p> <p>2. 3 本ガイドラインは全ての<u>会長意向表明者、会長立候補者</u>、会長候補者、関係団体及び会長予定者の選出を目的として活動する一切の者(以下総称して「会長予定者選出活動者」という)に適用する。</p> <p><u>3. 会長意向表明者、会長立候補者、会長候補者</u></p> <p><u>3. 1 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者の定義は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="109 1252 875 1390"> <tr> <td data-bbox="109 1252 259 1305">—</td> <td data-bbox="259 1252 875 1305">定義</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 1305 259 1390">会長意向表明者</td> <td data-bbox="259 1305 875 1390">意向表明活動期間において、自身の会長立候補への意向を表明した者</td> </tr> </table>	—	定義	会長意向表明者	意向表明活動期間において、自身の会長立候補への意向を表明した者	<p>会長予定者の選出に関するガイドライン</p> <p>1. 目的</p> <p>1. 1 「会長予定者の選出に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。_)は定款26条及び「役員を選任及び会長等の選定に関する規程(以下「<u>選定規程</u>」という。_)」に基づいて制定されるものであり、本協会の会長予定者の選出を公平・公正、確実にを行うことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>2. 1 本ガイドラインは会長予定者の選出手続きにおいて適用する。</p> <p>2. 2 本ガイドラインは評議員会において承認された日から適用する。</p> <p>2. 3 本ガイドラインは全ての会長候補者、関係団体及び会長予定者の選出を目的として活動する一切の者(以下総称して「会長予定者選出活動者」という。_)に適用する。</p>	<p>意向表明の廃止等に伴い不要となるため削除</p>
—	定義					
会長意向表明者	意向表明活動期間において、自身の会長立候補への意向を表明した者					

会長立候補者	<u>立候補活動期間において、自身の会長候補者選出への意思を表明した者</u>
会長候補者	<u>理事による投票に基づき選出され理事会による承認を得た者及び評議員の推薦に基づき選出され理事会による承認を得た者</u>

4. 選出管理委員会

4. 1 選出管理委員会は、会長予定者の選出に関する事項についての管理及び監督機関であり、全ての会長予定者選出活動者による各種の活動が、本ガイドラインで定められた原則に基づいて行われていることを確実にする責務を担う。

5. 活動

5. 1 会長予定者選出にかかる活動は以下のとおり分類され、会長予定者選出活動者は、本協会の定める「2018年役員  
の選任及び会長等の選定に関する規程」及び本ガイドラインの定め  
に則って、適切な方法でそれぞれの活動を行わなければならない。

(1) サッカー関連活動

(2) 意向表明活動

(3) 立候補活動

(4) 選挙活動

5. 2 前項におけるそれぞれの活動の定義、活動期間及び対象者は以下のとおりとし、定められた活動期間以外はそれぞれの活動を行うことはできない。

活動	定義	活動期間	対象者
<u>(1) サッカー関連活動</u>	<u>サッカーに係る一切の活動から(2)、(3)、(4)の活動を</u>	<u>制限なし</u>	<u>二</u>

3. 選出管理委員会

3. 1 選出管理委員会は、会長予定者の選出に関する事項についての管理及び監督機関であり、全ての会長予定者選出活動者による各種の活動が、本ガイドラインで定められた原則に基づいて行われていることを確実にする責務を担う。

4. 活動

4. 1 会長候補者又はこれになろうとする者は、選挙活動期間中に限り、本ガイドラインの定めに従う範囲で、選挙活動を行うことができる。

同上（不要のため削除）

	<u>除いたもの</u>		
<u>(2) 意向 表明活動</u>	<u>会長立候補への意 向を表明すること を目的とした活動</u>	<u>2017年12月18 日から2017年 12月22日まで の期間</u>	<u>・会長意向表明 者 ・関係団体及び 会長予定者選出 を目的として活 動する一切の者</u>
<u>(3) 立候 補活動</u>	<u>会長候補者に選出 されるために、以 下の行為を勧める ことを目的とした 活動</u> <u>・理事による投票</u> <u>・評議員による推 薦</u> <u>・理事会での選出 決議及び確認</u>	<u>2017年12月23 日から2018年 1月に開催さ れる理事会の 日(1月18日) までの期間</u>	<u>・会長立候補者 ・関係団体及び 会長予定者選出 を目的として活 動する一切の者</u>
<u>(4) 選挙 活動</u>	<u>会長予定者に選出 されるために、以 下の行為を勧める ことを目的とした 活動</u> <u>・評議員による選 挙の投票での決議</u> <u>・評議員会による 承認の決議</u>	<u>会長候補者告 示から評議員 会による選出 までの期間</u>	<u>・会長候補者 ・関係団体及び 会長予定者選出 を目的として活 動する一切の者</u>

5. 3 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、定められた活動期間のみにおいて、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。

- (1) 提案する政策
- (2) 提案するプログラム

4. 2 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。

- (1) 提案する政策
- (2) 提案するプログラム

- (3) 過去の記録
- (4) 過去の職歴
- (5) その他本人に関する情報

5. 4 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。

5. 5 意向表明活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5. 6 立候補活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5. 7 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付
- (3) ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示
- (4) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの掲載

5. 8 意向表明活動、立候補活動及び選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

- (3) 過去の記録
- (4) 過去の職歴
- (5) その他本人に関する情報

4. 3 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。

4. 4 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達 (電話・面談による依頼、本協会が指定した説明会での説明及びメディアインタビューへの回答等を含む。)
- (2) パンフレットの配布及び掲示 (選出管理委員会が指定する書式及び配布方法に従うこと)
- (3) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへのマニフェストの掲載

4. 5 選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

5. 選挙活動期間中に禁止される行為

同上 (不要のため削除)

選挙活動として許される活動を一部修正

## 資料 1 ②

5. 1 選挙活動期間中においては、前項に定められた選挙活動のみが許容され、これら以外の選挙活動を行うことはできない。

選挙活動期間中に禁止される行為を規定

5. 2 会長候補者は、選挙活動期間中における以下の行為は禁じられる。

(1) ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス (SNS)

ホームページ (前条に定める本協会ホームページ内に設置される特設サイトを除く) や SNS において、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした情報を掲載すること。

(2) 広告

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的として、新聞、雑誌、テレビなどにおいて広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。

(3) 飲食物の提供

評議員又は理事に対し、飲食物を提供すること。これは、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とするか否かにかかわらず禁止される。

(4) イベントの開催

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的としたイベントを開催すること。

(5) ネガティブキャンペーン

メディア又はその他の者に対して、他の会長候補者を非難するよう依頼すること。

5. 3 前項に掲げる禁止行為以外の行為で、本協会の各種規

6. 常に禁止される行為

6. 1 会長予定者選出活動者は、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為を禁止される。

(1) 買収

他者に対し、贈呈品、金銭、その他の何らかの利益を提供すること。また、他者から受領すること。

(2) 広告

時候、慶弔や激励などのあいさつのために、新聞、雑誌、テレビなどにおいて有料の広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。

(3) 飲食物の提供

他者に対し、飲食物を提供すること。

(4) 署名運動

特定の会長意向表明者、会長立候補者もしくは会長候補者を支持させること、又は支持させないことを目的として、理事もしくは評議員から署名を集めること。

(5) イベントの開催

本協会及び加盟団体規則に規定される加盟団体が開催する公式行事にてイベントを開催すること。

(6) メディアインタビュー

本ガイドライン第8条に違反する、又は本協会の評議員会、理事会、選出管理委員会及び事務局に先入観を与える内容のメディアインタビューを行うこと。また、

程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することができる。

6. 常に禁止される行為

6. 1 会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為は選挙活動期間中か否かにかかわらず、常に禁止される。

(1) 買収

他者に対し、贈呈品、金銭、その他の何らかの利益を提供すること。また、他者から受領すること。

(2) 署名運動

特定の会長候補者を支持させること、又は支持させないことを目的として、理事もしくは評議員から署名を集めること。

常に禁止される行為を修正

何らかの種類のメディアに対して、他の会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者を非難するよう依頼すること。

#### (7) 約束及び保証

直接的もしくは間接的又は金銭的もしくは非金銭的を問わず、利益を得るために、約束や保証をすること。

#### (8) 独立性の侵害

何らかの公的又は私的な自然人又は法人からの強制的な指示を受け入れること。また、会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者の独立性を脅かすこと。

6. 2 その他、前項に掲げる各種の禁止行為以外であって、支持を求めることを目的とした同禁止行為に類する行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することがある。

#### 7. 公式な立場を有する者

7. 1 FIFA、AFC、本協会、又はサッカーに関連するその他いかなるスポーツ組織において複数の公式な立場を有する会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、その活動期間において在職のままでよい。

7. 2 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、自身にとって不当な優位性や利益を得るために公式な立場を利用してはならない。

#### 8. 尊重の義務

8. 1 会長予定者選出活動者は、いかなるときでも他の全ての会長予定者選出活動者、評議員会、理事会、選出管理委員会、本協会事務局及び選挙に関連した第三者の威厳を尊重しなくてはならない。

#### (3) 約束及び保証

直接的もしくは間接的又は金銭的もしくは非金銭的を問わず、利益を得るために、約束や保証をすること。

6. 2 その他、前項に掲げる各種の禁止行為以外であって、支持を求めることを目的とした同禁止行為に類する行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することがある。

#### 7. 公式な役職を有する者

7. 1 FIFA、AFC、本協会、又はサッカーに関連するその他いかなるスポーツ組織における役職を有する会長候補者は、選挙活動期間において在職のままでよい。

7. 2 会長候補者は、自身にとって不当な優位性や利益を得るために公式な立場を利用してはならない。

#### 8. 誹謗中傷の禁止

8. 2 会長予定者選出活動者は、他の会長予定者選出活動者に対して、中傷的、軽蔑的、侮辱的攻撃をしてはならない。

9. 本協会事務局との関係

9. 1 本協会事務局は、いかなるときにも中立性及び独立性を厳に維持しなければならない。

9. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも本協会事務局の行為に干渉せずに尊重しなければならない。

9. 3 会長予定者選出活動者は、支持を受けるために、本協会事務局内の個人や部署に対していかなるサービスも依頼してはならない。

10. 選出管理委員会との関係

10. 1 会長予定者選出活動者は、選出管理委員会の全ての決定を受け入れ、協力しなければならない。

10. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも選出管理委員会の行為に干渉せずに尊重しなければならない。

10. 3 選出管理委員会は、会長予定者選出活動者が本ガイドライン並びにその他の本協会規則を遵守しているか監視するものとする。

11. 本ガイドラインの違反

11. 1 選出管理委員会は、その設置期間において、本ガイドラインについてのあらゆる違反に関する全ての決定を下すものとし、違反があった場合には当該違反を本協会裁定委員会に提出することができる。

11. 2 選挙に関連した全ての懲罰措置は、本協会の各種規約、懲罰規程に則って科されるものとする。

8. 1 会長予定者選出活動者は、他の会長予定者選出活動者に対して、中傷的、軽蔑的、侮辱的攻撃をしてはならない。

9. 本協会事務局との関係

9. 1 本協会事務局は、いかなるときにも中立性及び独立性を厳に維持しなければならない。

9. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも本協会事務局の行為に干渉せずに尊重しなければならない。

9. 3 会長予定者選出活動者は、支持を受けるために、本協会事務局内の個人や部署に対していかなるサービスも依頼してはならない。

10. 選出管理委員会との関係

10. 1 会長予定者選出活動者は、選出管理委員会の全ての決定を受け入れ、協力しなければならない。

10. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも選出管理委員会の行為に干渉せずに尊重しなければならない。

10. 3 選出管理委員会は、会長予定者選出活動者が本ガイドライン並びにその他の本協会規則を遵守しているか監視するものとする。

11. 本ガイドラインの違反

11. 1 選出管理委員会は、その設置期間において、本ガイドラインについてのあらゆる違反に関する全ての決定を下すものとし、違反があった場合には当該違反を本協会裁定委員会に提出することができる。

11. 2 選挙に関連した全ての懲罰措置は、本協会の各種規約、懲罰規程に則って科されるものとする。



12. その他

12. 1 本ガイドラインにて記載されていない事項は、選出管理委員会の職権において、必要な処置を講ずる。

13. 改正

13. 1 本ガイドラインの改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

14. 施行

14. 1 本ガイドラインは、2017年12月16日から施行する。

12. その他

12. 1 本ガイドラインにて記載されていない事項は、選出管理委員会の職権において、必要な処置を講ずる。

13. 改正

13. 1 本ガイドラインの改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

14. 施行

14. 1 本ガイドラインは、2019年10月27日から施行する。